令和4年度 認可外保育施設利用料補助金の申請書類について

※提出前に必ずご確認ください。

※この用紙は提出不要です。ご自身での確認にお使いください。

	提 出 書 類(交付申請書を除いて、コピーの提出で可)					忍欄	
1	交付申請書			申請等に必要な各種様式は、 下記のQRコードからも確認・ダウ ンロードいただけます↓↓			
	* 必ず本補助金専用の様式(右	5上に 認可外 と記載があるもの	り)をご提出ください。				
	* 市のホームページ(ページ番号: 81536000)からダウンロードできます。						
2	記設等利用証明書 兼 利用料領収証明書(特定子ども・子育て支援提供証明書 兼 利用料領収証明書)						
	施設等から「特定子ども・子育て支援提供証明書」と「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」を受け取っている場合は、②の代わりに 「提供証明書」と「領収証」の2点を提出してください。						
	* 施設に作成を依頼し、必ず施設印等が押印されているものをご提出ください。					_	
	* 市のホームページ(ページ番号:81536000)からダウンロードできます。						
	対象となる費用は、保育料・延長保育料のみです。保育料・延長保育料以外に係る費用(入会金、日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費、英会話等受講料、おむつ代等)は補助の対象となりません。						
3	その他必要書類(該当者は以下の書類が必要)						
	(1) 仮算定保育料の算定時に多子軽減等を適用するために必要な書類 ※保育所等の利用申込時に提出している場合は、提出不要です。						
	同居する親族が障害者手帳 を所持している場合(申込児童 含む)	身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳等のコピー					
	兄姉が 幼稚園・特別支援学校幼 稚部・児童発達支援等 に在園して いる場合	在園証明書(令和4年4月1日以降の証明年月日のもの) ※新制度移行の幼稚園は市で在園確認ができるため提出は不要です。					
	兄姉が 認可外保育施設(ベビーシッターを除く)・企業主導型保育施設 を利用している場合	以下のうちいずれか ・在園証明書(令和4年4月1日以降の証明年月日のもの) ・領収証等、施設へ保育料を支払ったことを証明する書類(令和4年4月1日以降の利用を証明するもの)					
	兄姉が 保育所・認定こども園・地域型保育事業所 に在籍している場合	市で在籍確認ができるため別途書類の提出は不要です。					
	(2) 仮算定保育料の階層区分を決定するために必要な書類 ※保育所等の利用申込時に提出している場合は、提出不要です。						
	令和3年 1月1日時点の住所 地が西宮市 <u>内</u>						
	令和3年 1月1日時点の住所 地が西宮市 <u>外</u>	状況	提 出 書 類 (保護者全員分の提出が必要です	·。)	父	母	
		給与所得のみ	令和3年度 市県民税特別徴収税額通知書				
	※令和4年9月分以降の申請についても、令和4年4月に認可保育所に入所した場合の保育料と比較します。本述財会の申書においては	個人納付	令和3年度市県民税納税通知書(表紙 + 明細)				
		海外勤務	令和2年中の収入が分かる書類 (勤務先の給与証明等)				
	ます。本補助金の申請においては、 令和3年度の課税証明書が必要と		令和3年度 市県民税課税証明書		++		
	なります。(令和4年度の課税証明 書ではありません。)	上記以外	※ 令和3年 1月1日時点に在住の市区町村で発行				
	生活保護を受給中の場合	生活保護証明書又は生活]	

- ※ 2人以上の児童の申請をする場合、『①交付申請書』『②施設等利用証明書 兼 利用料領収証明書(特定子ども・子育て支援提供証明書 兼 利用料領収証明書)』については、児童ごとにご提出ください。それ以外の書類は、1世帯につき1部の提出となります。
- ※ ②について、利用対象期間に該当する書類が必要となります。
- ※ 申請児童が3歳児クラス以上である、または仮算定保育料の算定上第3子以降となるため仮算定保育料が0円となることを理由として、税資料の提出をしない場合、保育所等の入所選考上において不利になる可能性があります。また、保育所等の入所決定の際には改めて税資料の提出が必要です。
- ※ 認可外保育施設の領収証等を、別途保育入所課に提出しない場合、保育所等の入所選考における指数への反映が遅れる場合があります。
- ※ 上記以外の書類の提出を依頼することがあります。